

## 相続手続き等で戸籍(改製原戸籍、除籍)謄(抄)本を請求される方へ

金融機関等へ「改製原戸籍」や「除籍」の謄(抄)本を提出される際には、親族のどの範囲まで記載されたものが必要か、あらかじめ提出先でご確認ください。

「改製原戸籍」・・・戸籍の様式や編製基準の変更により書き換えられる前の元の戸籍のこと。

戸籍の改製は、これまでに何度も行われてきました。最近では、旧砺波市では平成14年に、旧庄川町では平成16年に、紙戸籍からコンピュータ戸籍へ改製を行っています。

改製前に死亡、婚姻、離婚等で除籍になった人は、改製後の戸籍には記載されません。

「除籍」・・・婚姻や死亡等によって、その戸籍から除かれること。また、死亡や転籍等によって戸籍内の全員がその戸籍から除かれた戸籍自体を指すこともあります。

※現在の戸籍は夫婦単位で編製されています。(夫婦と未婚の子と一緒に記載されます)

出生から死亡までの連続した戸籍謄(抄)本を取得すると、改製や婚姻等による除籍によって複数通になる場合がほとんどです。次ページの図をご確認ください。

### ●出生から死亡まで(図の①～③)を取得

お亡くなりになった方の両親、兄弟姉妹、配偶者、すべての子がわかります。前婚や養子縁組、認知などの有無についても確認できます。

### ●婚姻から死亡まで(図の②～③)を取得

お亡くなりになった方の配偶者と、その配偶者との子がわかります。

### ●死亡のみ(図の③)を取得

お亡くなりになった方の死亡事項の記載があります。既婚の子は戸籍が別なので一緒に記載されません。

### 戸籍を取得できる方について

・お亡くなりになった方の配偶者及び直系血族(上下に血縁関係のある方)

→お亡くなりになった方に関する全ての戸籍を取得できる

・お亡くなりになった方の兄弟姉妹などの傍系血族

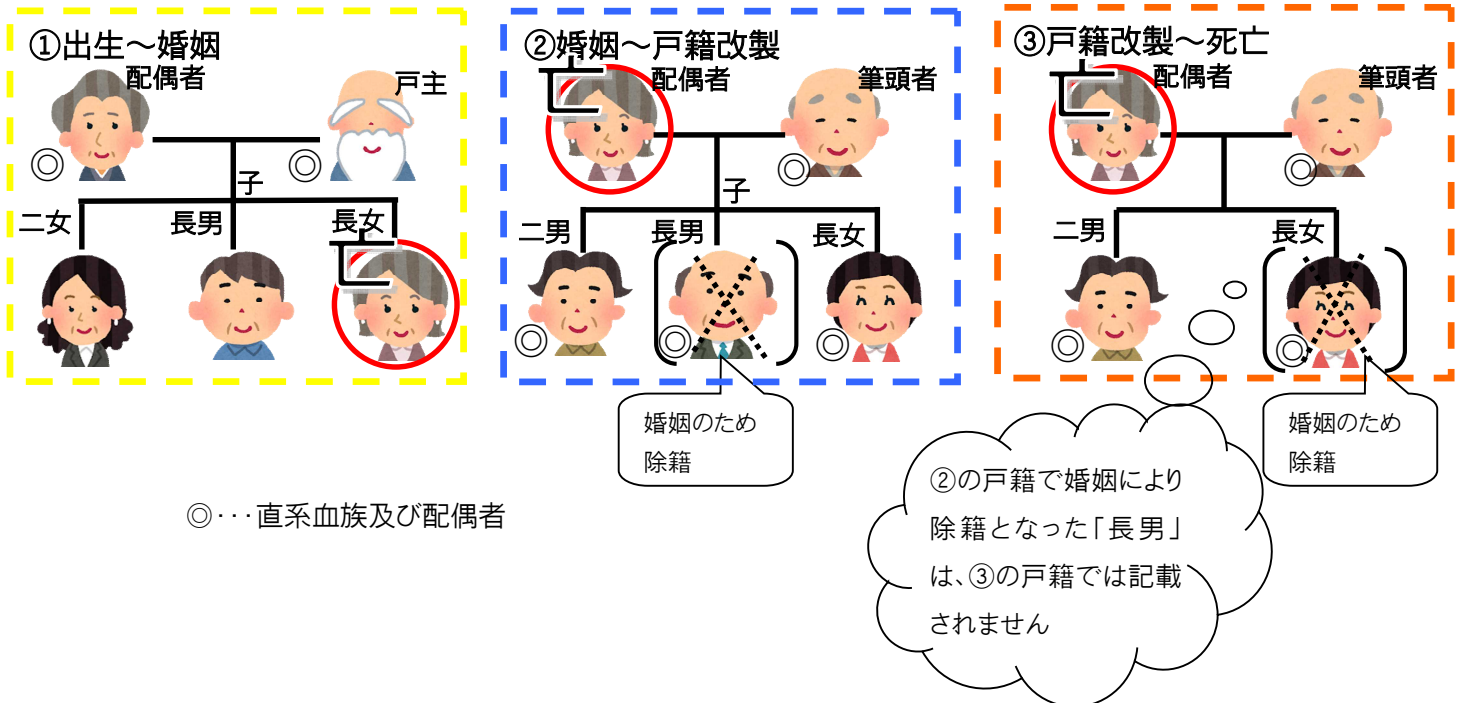
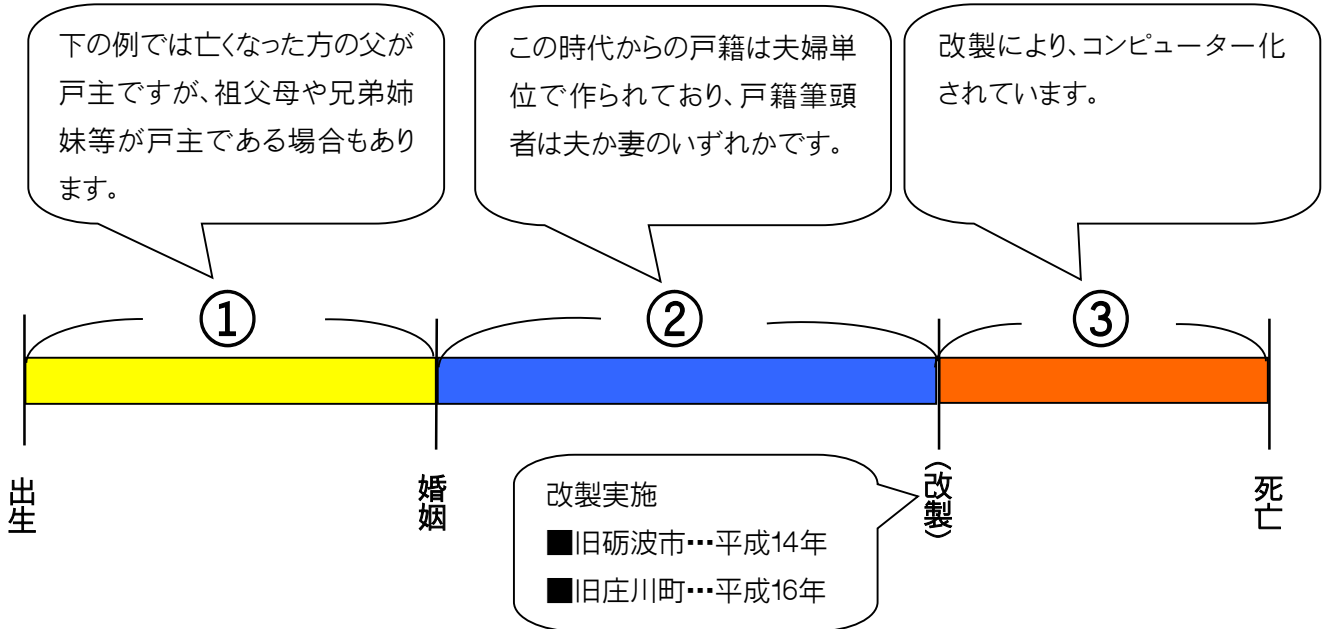
→お亡くなりになった方の出生から婚姻までの戸籍は取得できるが、婚姻後の戸籍は取得できない

※「取得できない戸籍」を取得する場合や、上記以外の方が戸籍を取得する場合は、お亡くなりになった方の配偶者または直系血族に該当する方(どなたか一人)の委任状が必要です。

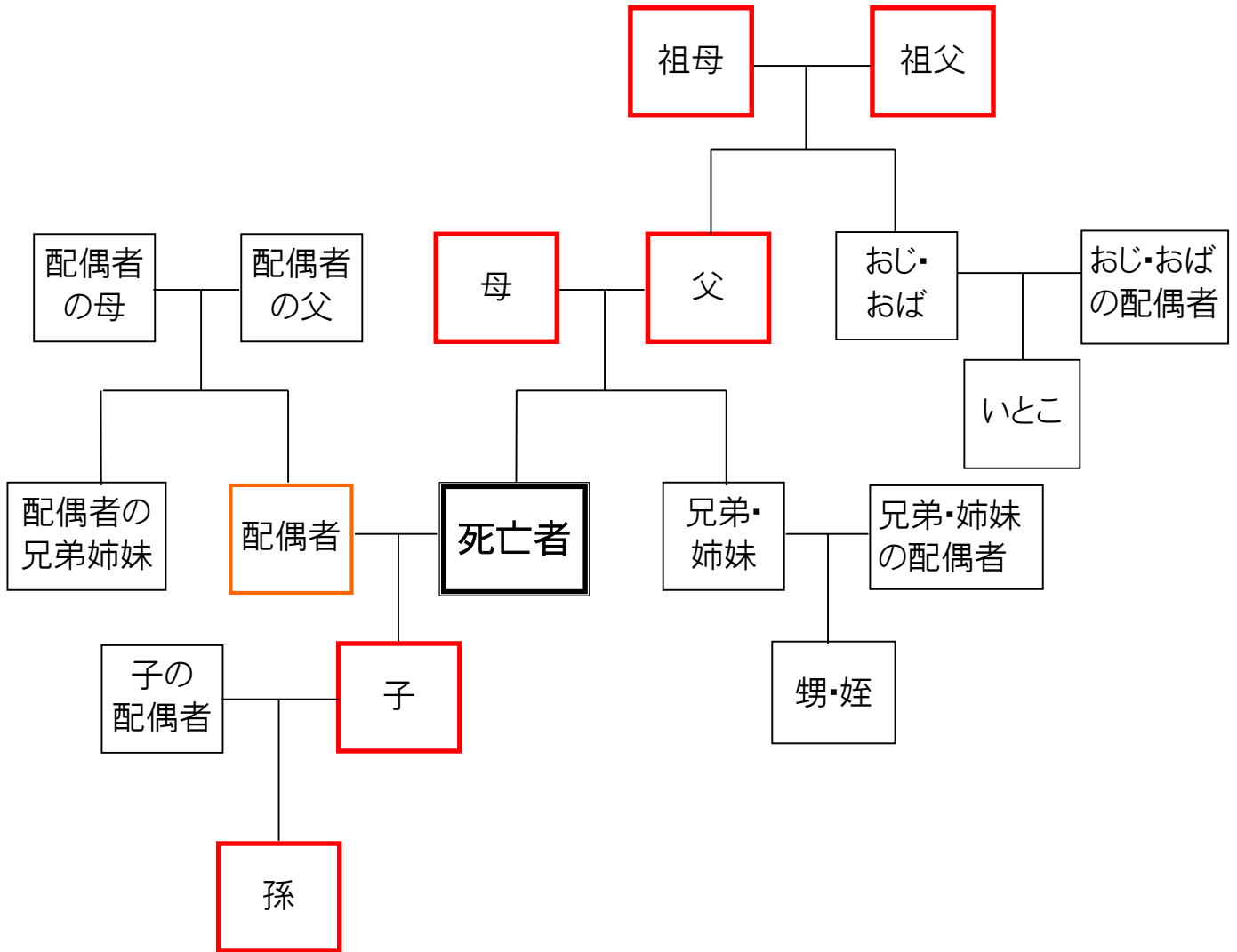
※お亡くなりになった方に配偶者や直系血族がいらっしゃらない場合、配偶者または直系血族以外の方でも戸籍を取得できることがあります。窓口でご相談ください。

※注意

この例では出生から死亡までが3つの戸籍に区切られていますが、3通になるとは限りません。



【参考】 親族関係図



…直系血族

〔この親族関係図に記載されている関係より更に遠くなくても、死亡者と上下に血縁関係のある方であれば戸籍を取得できます。〕

配偶者

〔死亡者に関する戸籍(=死亡者が載っている戸籍)であれば取得することができます。〕